

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第8条の規定に基づき学長が定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

国立大学法人、公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）及び学校法人における定期借地権設定による土地活用事業に関する支援業務の受託実績が1件以上あり、本支援業務遂行に必要な情報・ノウハウを有すること。